

お客さま各位

### 自由金利型定期預金（大口定期預金）の 期限前解約利率の算出方法の変更について

朝日信用金庫は、自由金利型定期預金（以下、大口定期預金）の期限前解約利率の算出方法を変更しますので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、これに伴い「自由金利型定期預金規定」「自動継続自由金利型定期預金規定」を改定いたします。

記

#### 1. 変更日

2024年7月5日（金）

#### 2. 変更内容

変更日以降に新規でお預け入れいただく大口定期預金、および変更日以降に満期日が到来する大口定期預金（自動継続含む）について、以下「（1）変更後」の利率が適用されます。

##### （1）変更後

- ・期限前解約時には次の利率により利息を計算します。（小数点第4位以下切捨）
- ・預入日数にかかわらず、以下のA・Bのうち最も低い利率を適用します。

A : 解約日における普通預金の利率

B : 約定利率－約定利率×30%

※ 約定利率 … 預入時の適用利率

##### （2）現在

- ・期限前解約時には次の利率により利息を計算します。（小数点第4位以下切捨）
- ・Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。

預入期間	期限前解約利率
預入日の1ヵ月後の応当日の前日に 期限前解約する場合	A・B・Cのうち最も低い利率を適用
預入日の1ヵ月の応当日以後に 期限前解約する場合	B・Cのうち最も低い利率を適用

A : 解約日における普通預金の利率

B : 約定利率－約定利率×30%

C : 約定利率－（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）／預入日数

※ 約定利率 … 預入時の適用利率

基準利率 … 解約日にこの預金の元金を証書表面または、通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した店頭表示利率（解約日の利率）

自由金利型定期預金規定 新旧対照表（改定箇所のみ抜粋） ※ 赤字部分が改定内容

現行	改定後
<p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2)</p> <p>(略)</p> <p>(3) この預金を定期預金等共通規定第4条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金等共通規定第4条第4項第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>① 預入日の1ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち最も低い利率。</p> <p>A 解約日における普通預金の利率</p> <p>B 約定利率－約定利率×30%</p> $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ <p>C 約定利率－</p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書表面または、通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の方法により表示する利率をいいます。</p> <p>② 預入日の1ヵ月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。</p> <p>A 約定利率－約定利率×30%</p> $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ <p>B 約定利率－</p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</p>	<p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2)</p> <p>(略)</p> <p>(3) この預金を定期預金等共通規定第4条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金等共通規定第4条第4項第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p><u>【利率の算出】</u></p> <p><u>次のAおよびB（小数点第4位以下は切捨てます。）のうち最も低い利率。</u></p> <p><u>A 解約日における普通預金の利率</u></p> <p><u>B 約定利率－約定利率×30%</u></p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</p>

自動継続自由金利型定期預金規定 新旧対照表（改定箇所のみ抜粋） ※ 赤字部分が改定内容

現行	改定後
<p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (3)</p> <p>(略)</p> <p>(4) この預金を定期預金等共通規定第4条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金等共通規定第4条第4項第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>① 預入日の1ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち最も低い利率。</p> <p>A 解約日における普通預金の利率</p> <p>B 約定利率－約定利率×30%</p> $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ <p>C 約定利率－</p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書表面または、通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の方法により表示する利率をいいます。</p> <p>② 預入日の1ヵ月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。</p> <p>A 約定利率－約定利率×30%</p> $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ <p>B 約定利率－</p> <p>(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</p>	<p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (3)</p> <p>(略)</p> <p>(4) この預金を定期預金等共通規定第4条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金等共通規定第4条第4項第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p><u>【利率の算出】</u></p> <p><u>次のAおよびB（小数点第4位以下は切捨てます。）のうち最も低い利率。</u></p> <p><u>A 解約日における普通預金の利率</u></p> <p><u>B 約定利率－約定利率×30%</u></p> <p>(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</p>